

受理官庁 LU	知的財産庁 (ルクセンブルク)	附属書 C LU
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ルクセンブルク	
国際出願の作成に用いることができる言語	フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？	情報は現在準備中	
受理官庁は引用による補充を認めるか (PCT規則20.6)？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	認める	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に問合せされたい。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 19	
国際出願手数料 ¹	EUR 1,417	
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR 16	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要	
誰が代理人として行為できるか？	ルクセンブルクにおいて手続するために登録されている特許代理人又はルクセンブルク法曹協会の構成員、及び欧州経済領域加盟国において登録されている特許代理人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している	

1 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。